

2018年3月1日

民進党
代表 大塚耕平様

国際公務労連加盟組合日本協議会 (P.S.I.)

議長 川本



男女平等社会の実現にむけた要請書

日ごろから男女平等社会の実現にむけ、精力的に取り組まれている貴職に対し、心より敬意を表します。

2018年3・8国際女性デーに際し、P S I（国際公務労連）加盟組合日本協議会（自治労、国公連合、全水道、ヘルスケア労協、全消協）は、全世界の女性労働者、労働組合やN G O、国際機関等と連携し、ジェンダー平等の実現と、その基盤となる公共サービスの拡充をめざし、国内外でのキャンペーンに取り組んでいます。

日本は、世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数（2017）」で、対象144ヵ国中114位と過去最低となり、安倍政権の最重要課題のひとつ「女性が輝く社会」の掛け声とは裏腹に、いっこうに改善されない男女の格差が明らかになりました。女性の持てる能力を十分に活用し、社会参加と方針決定機関への参画を進めることは、女性の尊厳と自己実現にとどまらず、日本の経済社会の発展にとっても重要なファクターです。

日本における法制度や政策は、アジア近隣諸国への影響も大きく、国際社会の一員としても積極的に男女平等に取り組んでいただきますよう、下記の通り要請いたします。

記

1. 男女平等に関するI L O未批准条約の早期批准

2019年にI L Oが創設100周年を迎えることを考慮し、男女平等に関する次の条約を早期に批准すること。

- (1) 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約 (I L O第111号条約)
- (2) パートタイム労働に関する条約 (I L O第175号条約)
- (3) 母性保護条約に関する改正条約 (I L O第183号条約)

2. 国内法の整備について

- (1) 「女性差別撤廃委員会」の最終見解で指摘を受けた「女性が婚姻前の姓を保持で

きるよう、夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」について、すみやかに必要な法改正を行うこと。

- (2) 性的指向や性自認等に関する差別を禁止する法整備を進めること。

3. 男女平等参画社会の実現にむけて

- (1) 「第4次男女共同参画基本計画」に掲げた、男性中心型労働慣行等の変革にむけ、長時間労働をはじめとする働き方改革と男性の家庭生活への参画の促進につながる具体的施策を講ずること。
- (2) 職業において、男女の均等な機会と公正な待遇の確保を徹底し、男女間の賃金格差の解消と、待遇改善をはじめとする非正規労働者をめぐる課題の解決にむけて取り組みを強化すること。
- (3) 女性に対するあらゆる暴力を根絶し、女性の人権が尊重され、安心してくらせる社会となるよう取り組みを強化すること。とくに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、関係省庁と連携を深め、被害者相談機能強化のための相談員養成と雇用の安定など、環境整備をはかるための支援措置を行うこと。
- (4) 女性の人権やリプロダクティブヘルス・ライツを尊重する施策に取り組むこと。

以 上